

平 30.10.17
総 18 - 4

説 明 資 料

〔国際課税について〕

平成 30 年 10 月 17 日 (水)

財 務 省

目次

1. 国際課税をめぐる最近の議論の動向

- ・ 「BEPSプロジェクト」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ BEPS実施フェーズ（Inclusive framework on BEPS）参加国・地域（2016.7～）・・・・・・ 6
- ・ 「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・ 国際的課税逃れ対策（BEPS・税の情報交換）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・ 【行動7】恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止：平成30年度税制改正・・・・・・・・ 9
- ・ BEPS防止措置実施条約の概要及び経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・ BEPS防止措置実施条約（MLI）の対象国・地域等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（CRS）・・・・・・・・・・ 12
- ・ G20の「国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域のリスト」について・・ 13
- ・ G20財務大臣・中央銀行総裁会議 共同声明（仮訳抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（2018年7月21-22日 於：ブエノスアイレス）
- ・ G7サミット首脳宣言（仮訳抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
（2018年6月8-9日 於：シャルルボワ）

2. 電子経済に対する課税に関する国際的な動向

- ・ 電子経済の課税上の課題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・ OECD「電子化に伴う課税上の課題に関する中間報告書」〔2018年3月16日〕・・・・・・ 18
- ・ キー・コンセプトに係る国際課税原則の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ・ 暫定的措置①・・ 20
- ・ 暫定的措置②・・ 21
- ・ 電子経済への課税上の対応に関する欧州委員会（EC）提案の概要〔2018年3月21日〕・・・・ 22

1. 国際課税をめぐる最近の議論の動向

「BEPSプロジェクト」について

○ BEPSプロジェクトとは(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)

- ・ BEPSプロジェクトは、公正な競争条件(Level Playing Field)の確保という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと(BEPS)がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景

- ・ **グローバルな経済活動、ローカルな課税:** 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間になずれが生じていた(二重非課税という課題の重要化)。
- ・ **負担の公平性:** 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求め中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まった。

○ 経緯

- ・ 2012年6月、OECD租税委員会(当時の議長: 浅川財務官)が本プロジェクトを立ち上げ。
- ・ G20財務大臣からの要請も受け、2013年7月には、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8カ国(中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア)も議論に参加。
- ・ 2014年9月に、「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表。11月のG20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。
- ・ 2016年6月末に、京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。(現在119カ国)

「BEPSプロジェクト」について

○ 現在の取組 (BEPS実施フェーズ)

- ・ BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
 - ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会におけるモニタリング方法等について議論。
 - ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続。
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み (技術支援等を含む) の構築 ⇒ IMF、OECD、世銀、国連等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- ・ 2016年は、日本がG7議長国として、上記の取組を重要議題の一つに掲げ、議論を推進するべく各国との協調をリード (仙台G7財務大臣会合、伊勢志摩サミット等)。その後も、G7・G20等で主要課題として取り上げられてきている。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

A. グローバル企業は払うべき (価値が創造される) ところで税金を支払うべき [実質性]

(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上 [透明性]

(グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みを構築 等)

C. 企業の不確実性の排除 [予見可能性]

(租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保)

BEPS実施フェーズ(Inclusive framework on BEPS)参加国・地域(2016.7～)

(2018年10月9日現在)

メンバー国・地域 119カ国・地域

OECD加盟国	OECD非加盟国 = BEPS Associate					
	従来から参加していた国	京都会合および会合後に参加した国・地域				
オーストラリア フランス イタリア 英国 韓国 トルコ	アルゼンチン ブラジル インド ●中国 インドネシア ロシア サウジアラビア 南アフリカ	ベナン カメルーン D.R.コンゴ ガーンジー ジャージー マルタ パプアニューギニア セネガル ウルグアイ	【京都会合で参加】 ブルネイ コンゴ エジプト ハイチ ケニア モナコ パラグアイ シエラレオネ	ブルガリア クロアチア ガボン 香港 リベリア ●ナイジェリア ルーマニア シンガポール	ブルキナファソ キュラソー ジョージア マン島 リヒテンシュタイン パキスタン サンマリノ スリランカ	
ニュージーランド ノルウェー イスラエル ベルギー フィンランド オーストリア スペイン ギリシャ チェコ ポーランド エストニア スイス リトアニア	チリ アイスランド オランダ ルクセンブルク スウェーデン デンマーク ポルトガル アイルランド ハンガリー スロヴァキア スロベニア ラトビア 計 36カ国	コロンビア コスタリカ } OECD加盟申請中 計 10カ国	【京都会合後に参加】 アンドラ ボツワナ ヨートジボワール タークス・カイコス モンセラト タイ モルディヴ チュニジア ザンビア セントルシア アルバ	アンゴラ BVI ジブチ カザフスタン パナマ ウクライナ セントクリストファー・ネイビス トリニダード・トバコ モンゴル バーレーン ドミニカ共和国	ベリーズ ケイマン諸島 マカオ マレーシア ペルー ベトナム セルビア アラブ首長国連邦	バミューダ諸島 バルバドス ジャマイカ モーリシャス セーシェル オマーン カタール バハマ諸島 アンギラ マケドニア 計 73カ国・地域

G20メンバー

注1: メンバー国・地域は、対等な立場(equal footing)で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットする。

ただし、新たに加わった途上国等が合意事項を実施するタイミングについては、従来から参加している国とは異なることが許容されている。

注2: 下線はBEPS包摂的枠組運営会合参加者の出身国を、◎は議長出身国を、●は議長代理出身国をそれぞれ指す。

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

(1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2B取引及びB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインをそれぞれ策定した。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し(27年度改正)

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化 → 27年度改正で対応済。また、租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 租税回避リスクを外国子会社の個々の活動内容により把握するよう見直し(29年度改正)

行動4 利子控除制限 → 24年度に導入した過大支払利子税制について、法改正の可否を含め検討

行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

(3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税回避の防止等のためPEの範囲を見直し(30年度改正)。租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 特に無形資産の取扱いについて、法改正の可否を含め検討

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

(4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング(企業と当局間の事前合意)に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの義務的開示 → 法改正の可否を含め検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度
(移転価格税制に係る文書化) → 28年度改正で対応済み

C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕

(5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

(6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多数国間協定の開発 → 参加(30年9月に受諾書を寄託)

国際的課税逃れ対策(BEPS・税の情報交換)について

2016年5月26～27日 G7伊勢志摩サミット

G7仙台会合の結果を踏まえ、G7としてBEPS対策及び税の情報交換を着実に進めていくことを確認

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting)

2016年6月30日、7月1日 OECD租税委員会(当時の議長:浅川財務官)(於:京都)

BEPS合意実施のための「包摂的枠組」がスタート

(参加国が当初の46カ国(G20・OECD)から119カ国・地域(2018年10月9日現在)に拡大)

2018年6月末まで(日本は2018年9月末まで)

国別報告書(多国籍企業グループの国別の活動状況に関する情報)の自動的交換を開始

2018年7月1日

BEPS防止措置実施条約の発効
(日本は2018年9月に批准済、2019年1月に発効予定)

- ・「包摂的枠組」で、各国のBEPS合意の実施状況をモニタリング
- ・残された課題(電子経済への対応等)について検討を継続
- ・開発途上国への技術支援を強化

多国籍企業による
過度な租税回避への対処

税の透明性・情報交換

2016年5月23日

日・パナマ租税情報交換協定の実質合意を公表

2016年7月23-24日 G20財務大臣・中央銀行総裁会議(於:四川省成都)
2016年9月4-5日 G20サミット(於:杭州)

「非協力的地域を特定する客観的基準」を承認

2017年7月7-8日 G20サミット(於:ハンブルグ)

非協力的地域を特定

2017年9月(～2018年)

税務当局間で「非居住者の金融口座情報の自動的交換」開始(100カ国超が参加)

2018年7月21-22日 G20財務大臣・中央銀行総裁会議(於:ブエノスアイレス)

「国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域を特定するための基準」(新基準)を支持(「非協力的地域を特定する客観的基準」の改定)

- ・新基準に基づき法域を特定
- ・特定された法域に対する「防御的措置」の検討

海外への資産隠しを通じた
脱税の防止

【行動7】 恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止:平成30年度税制改正

恒久的施設(PE: Permanent Establishment)とは、事業を行う一定の場所(支店等)・代理人をいう。例えば、外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがなければ、その企業の事業利得に課税できない(「PEなければ課税なし」の原則)。

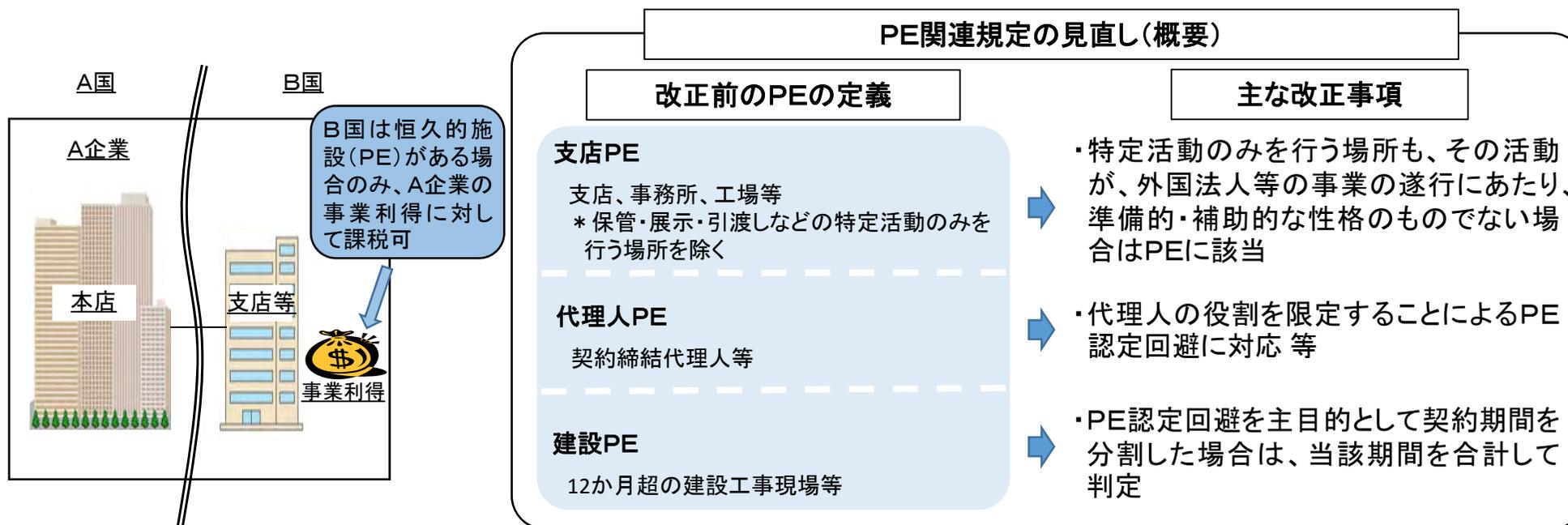
【PEを巡る国際的な動向】

- ✓ 企業がPE認定されない活動のみをあえて行うこと等による、PE認定の人為的回避に対処するため、「BEPSプロジェクト」報告書(平成27年)にPE認定の人為的回避防止措置が盛り込まれた。また、同報告書を踏まえ、OECDモデル租税条約が平成29年11月に改訂された。 * BEPS: Base Erosion and Profit Shifting(税源浸食と利益移転)
- ✓ 同措置を盛り込んだ、BEPS防止措置実施条約が合意され、我が国は平成29年6月に署名。また、最近の二国間条約(ロシア、バルト三国等)において、同措置を踏まえた定義を採用している。

【国内法の改正】

- ✓ 我が国の国内法におけるPEの定義について、人為的回避防止措置に対応する等、上記国際的スタンダードに合わせる見直しを行う。

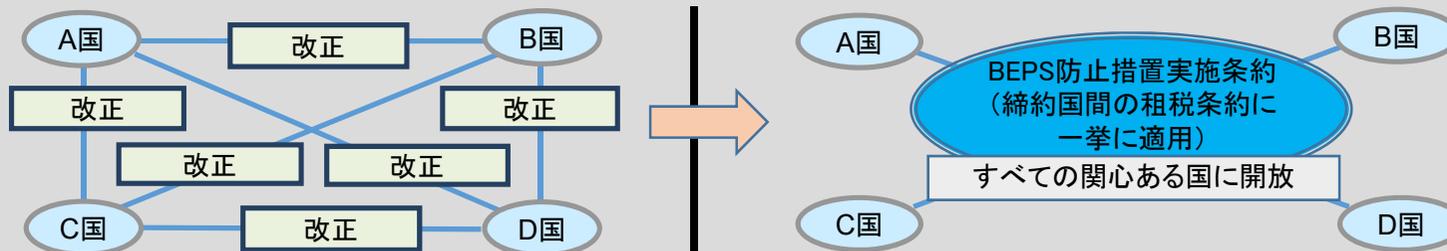
* あわせて、PEに係る租税条約と国内法の規定の適用関係を明確化する等の所要の措置を講ずる。



BEPS防止措置実施条約の概要及び経緯

概 要

- 本条約は、BEPSプロジェクトにおいて策定されたBEPS防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締約国間の既存の租税条約に導入することを目的としている。
- 本条約の締約国は、租税条約に関連するBEPS防止措置を多数の既存の租税条約について同時かつ効率的に実施することが可能となる。
- 本条約により導入可能なBEPS防止措置は、①租税条約の濫用等を通じた租税回避行為の防止に関する措置、及び、②二重課税の排除等納税者にとっての不確実性排除に関する措置から構成される。
- 本条約の各締約国は、既存の租税条約のいずれを本条約の適用対象とするかを任意に選択することができ、また、本条約に規定する租税条約に関連するBEPS防止措置の規定のいずれを既存の租税条約について適用するかを所定の制限の下で選択することができる。

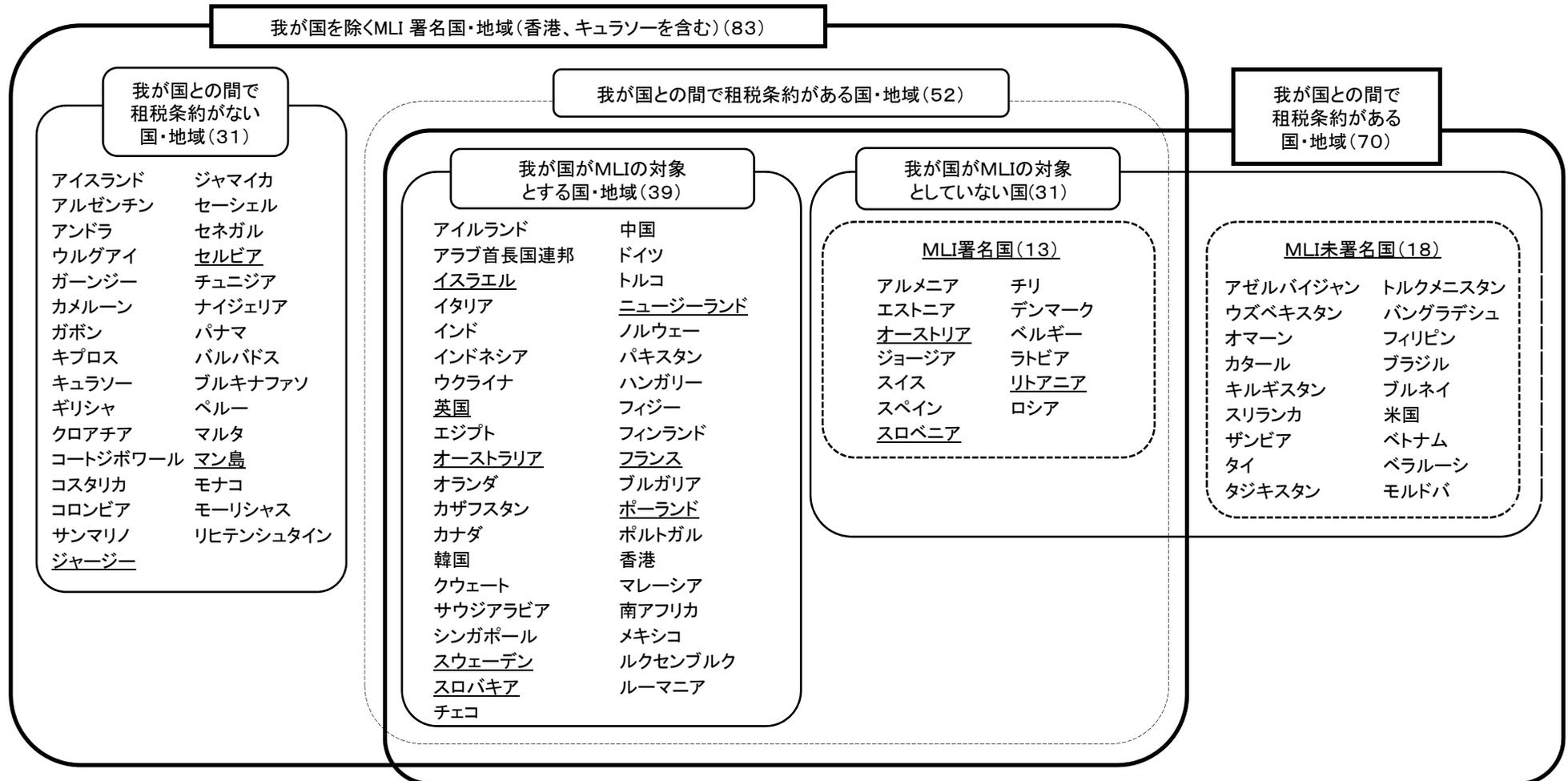


経 緯

- 2014年9月：BEPS報告書において、多数国間条約交渉のためのマンデートの策定を勧告。
- 2016年11月24日：参加国による条文の採択。
- 2017年6月7日：署名式（於パリ）において我が国を含む67カ国・地域が署名。
- 2018年5月18日：第196回国会（平成30年通常国会）で承認。
- 2018年7月1日：先に批准書等を寄託した5カ国・地域について発効。以後、批准書等を寄託した国・地域について順次発効。
- 2018年9月26日：我が国が受諾書を寄託。これにより、本条約は我が国について2019年1月1日に発効。
- 2018年9月27日現在：82カ国・地域が署名。内、15カ国・地域が批准書等を寄託。

BEPS防止措置実施条約(MLI)の対象国・地域等

2018年10月1日



(注) 下線は、本条約の批准書を寄託した国・地域(我が国を除いて14か国・地域)を示す。

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度(CRS)

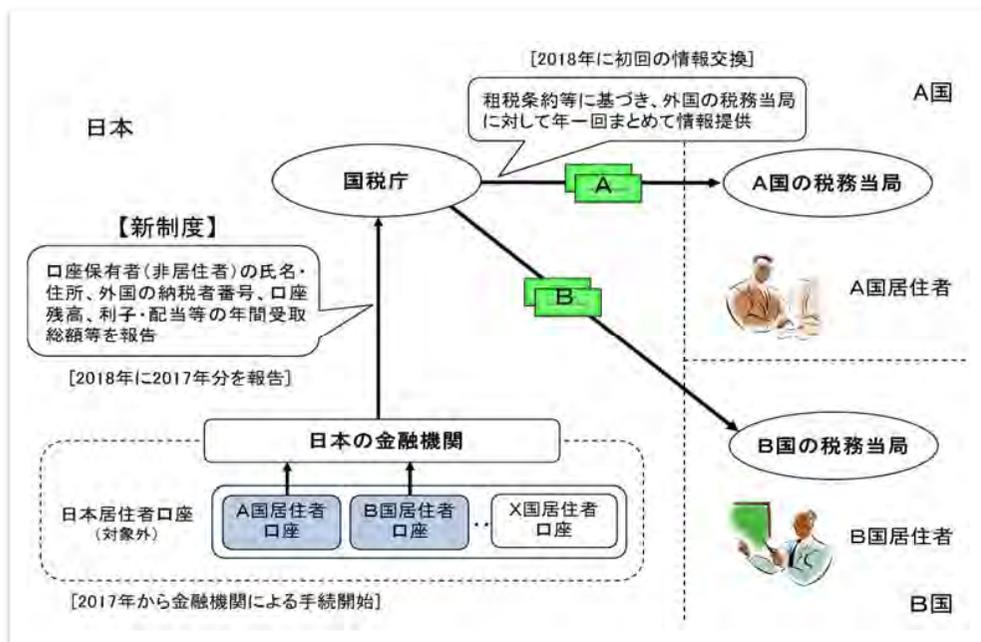
《G20・OECDにおける合意》

- 2013年、G20首脳は、海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を実施することに合意。
- これを受け、OECDは、各国税務当局が自国の金融機関から報告される非居住者の口座情報（氏名・住所、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（共通報告基準）を策定し、2014年7月に公表。G20は、共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）を承認し、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することに合意。共通報告基準に基づく自動的情報交換は2017年9月から開始されている（日本等は2018年に初回交換）。

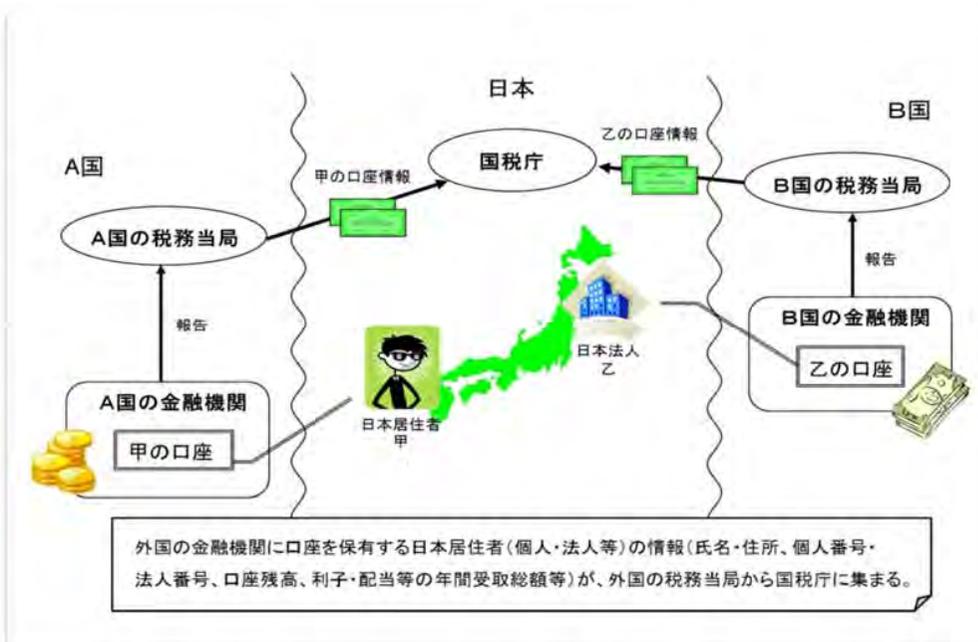
《上記合意を受けた日本の対応》

- 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備。
- 金融機関の準備期間等を考慮し、2017年から金融機関による手続を開始。2018年に、2017年分の口座情報の報告を受け、税務当局間で初回の情報交換を実施。

[日本から外国への情報提供のイメージ]



[外国から日本への情報提供のイメージ]



G20の「国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域のリスト」について

【経緯】

- 2016年4月：パナマ文書の流出の後、課税逃れ等のための税務・金融情報の秘匿に対する批判が高まったこともあり、G20財務大臣会合（於：ワシントン）において、OECDに対し、G20と協力しつつ、税の透明性に関する非協力的法域のリストを2017年7月のG20ハンブルクサミットに提出すること、及びそのための基準を作成することが要請される。
- 2016年7月、9月：G20財務大臣会合（於：成都）、G20サミット（於：杭州）において、基準を承認。
- 2017年7月：G20サミット（於：ハンブルク）に、基準に基づき策定した税の透明性に関する非協力的法域のリストを提出（トリニダード・トバゴ1カ国のみ掲載）。更新版リストを2018年11月のG20ブエノスアイレスサミットに提出することを要請。
- 2018年7月：G20財務大臣会合（於：ブエノスアイレス）において「国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域を特定するための基準」（新基準）を支持。

旧基準	新基準
下記いずれかの条件に該当する国・地域をリストに掲載。	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」（以下、グローバル・フォーラム）が実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける総合評価が不遵守（Non-Compliant）の法域 ✓ 下記の3つの基準のうち、2つ以上を満たさない法域 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ グローバル・フォーラムが実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける直近の総合評価が不遵守（Non-Compliant）の法域 ✓ <u>下記の基準2を満たさない法域</u> ✓ 下記の3つの基準のうち、2つ以上を満たさない法域
基準1	
グローバル・フォーラムが実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける総合評価が「遵守（Compliant）」あるいは「概ね遵守（Largely Compliant）」	グローバル・フォーラムが実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける直近の総合評価が「遵守（Compliant）」あるいは「概ね遵守（Largely Compliant）」
基準2	
グローバル・フォーラム水準の税務当局間の金融口座情報の自動的交換を、遅くとも2018年までに実施することを約束	グローバル・フォーラム水準の税務当局間の金融口座情報の自動的交換に必要な <u>全ての国内法の施行及び2018年末までの交換の開始、並びに概ね全ての適切な関心のある関係法域との交換合意の2019年末までの発効</u>
基準3	
「税務行政執行共助条約（多国間条約）」への署名	「税務行政執行共助条約（多国間条約）」の（当該法域についての） <u>発効</u> 又は要請に基づく情報交換及び自動的情報交換を可能とする二国間協定の発効による十分に広範な交換ネットワークの構築

【今後の見通し】

- 新基準に抵触する法域の数を2018年11月のG20サミットに提出し、当該法域に基準クリアに向けた取組みを促す。
- 新基準のうち2019年末までの目標とされている基準（基準2の一部）を除いて策定した暫定的更新版リストを、2019年6月のG20サミットに提出する。2019年末に、全ての新基準を用いた正式な更新版リストを策定する。
- リストに掲載された法域に対しては、防御的措置が検討される。

G20財務大臣・中央銀行総裁会議 共同声明（仮訳抜粋）
（2018年7月21-22日 於：ブエノスアイレス）

11. 我々は、世界規模で公正、持続可能、かつ、現代的な国際課税制度を支持する。我々は、「税源浸食と利益移転」パッケージの世界的な実施の重要性を再確認する。我々は、経済の電子化が国際課税制度にもたらす影響に対処するための、合意に基づいた解決策を、2019年に進捗状況を報告の上、2020年までに追求すべく共に取り組むことに引き続きコミットする。我々は、全ての法域に対し多国間税務行政執行共助条約への署名及び批准を求める。2018年中に税に関する金融口座情報の自動的交換を開始する予定の法域は、必要なすべての措置が期限内に講じられるよう確保すべきである。我々は、国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域を特定するためのOECDの強化された基準を支持する。リストに載った法域に対しては、防御的措置が検討される。我々は税の安定性、及び「税に関する協働のためのプラットフォーム」の傘下である世界的な「税行政に関する知見共有プラットフォーム」などを通じた税に関する能力構築支援の向上を支持し、ブエノスアイレスにおける「ラテンアメリカ租税犯罪捜査アカデミー」を歓迎する。

G7サミット首脳宣言（仮訳抜粋）
（2018年6月8-9日 於：シャルルボワ）

あらゆる人のためになる成長に投資する

3. 全ての人々が公平な負担を担うため、我々は、アプローチを共有し、公正で、累進的で、効果的かつ効率的な税制を実現するための国際的な取組を支援する。我々は、国際基準のグローバルな実施を促すこと並びに税源浸食及び利益移転に対処することを通じて、脱税及び租税回避と引き続き闘う。経済のデジタル化が国際的な税制に与える影響は主要な未解決の課題であり続ける。我々は、経済のデジタル化の国際的な税制への影響を分析したOECDの中間報告を歓迎する。我々は、2020年までにコンセンサスに基づく解決を見出すために協働することにコミットする。

7. 政府開発援助や国内資金の動員を含む公的資金は、2030アジェンダの持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた取組のために必要であるが、それだけでは全ての人々を貧困から救済するために必要な経済成長と持続可能な開発を支援する上で不十分である。（後略）

2. 電子経済に対する課税に関する 国際的な動向

電子経済の課税上の課題への対応

これまでの取り組み

- BEPSプロジェクトでは、主に以下について対応。
 - 国境を越えて提供される電子サービスに対する消費課税(27年度税制改正で対応)
 - 倉庫等でも一定の要件の下でPE認定できるようにPEの定義拡大(30年度税制改正で対応)
- (参考)恒久的施設(PE: Permanent Establishment)とは、事業を行う一定の場所(支店等)・代理人をいう。例えば、外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがなければ、その企業の事業利得に課税できない(「PEなければ課税なし」の原則)。

国際的な議論の状況

- 2018年3月16日、OECDが「電子化に伴う課税上の課題に関する中間報告書」を公表。
 - 長期的解決策の取りまとめに向けて、「PE無ければ課税無し」等の国際課税原則の見直しの実施に合意
 - 長期的解決策が合意に至るまでの暫定的措置の導入に伴う課題、導入する場合のガイダンスを提示
- (参考) EUでは、同月21日、欧州委員会(EC)が、以下の2本柱から成る提案(EU指令案)を公表。
- 長期的解決策として、「重要な電子的プレゼンス」という新たな概念(売上・ユーザー数・オンライン契約数に着目)を導出し、課税根拠とする
 - 暫定的措置として、3つのサービス(オンライン広告・プラットフォーム提供・データ販売)に係る収入に対して3%の税率で課税

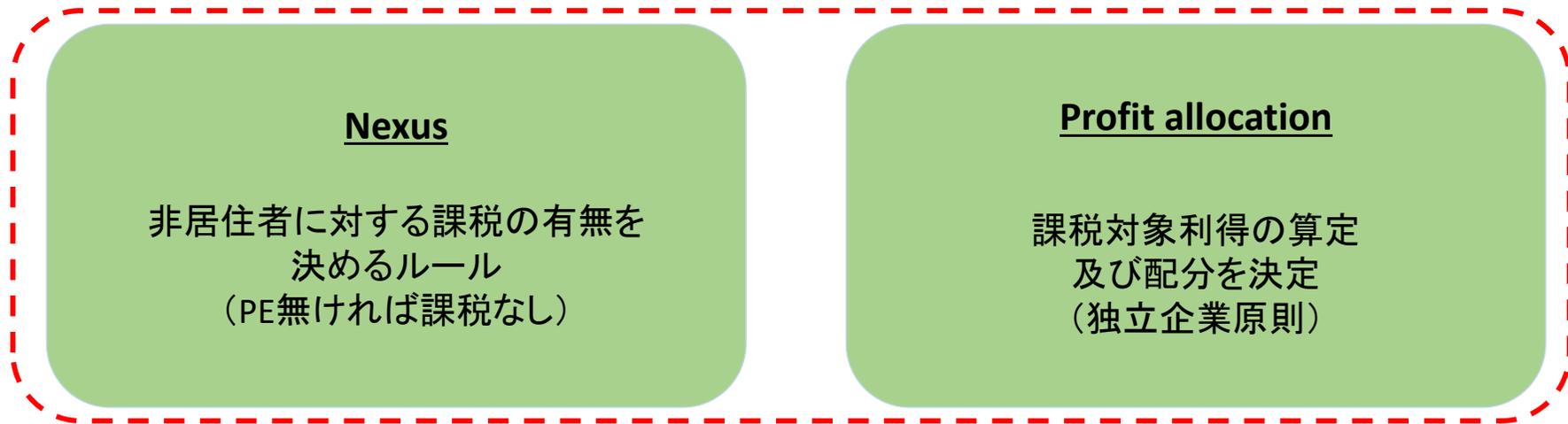
今後の対応

- 2020年までに長期的解決策の取りまとめに向けて作業を進める(2019年にG20に進捗報告)。

対応の方向性に係る3つの立場

第1グループ	第2グループ	第3グループ
<p>高度に電子化された企業(HDB)に見られるuser participationの価値創造に対する貢献が現行の国際課税枠組みできちんと捉えられていないため、価値が創造された場所と課税利益を認識する場所の不一致がもたらされている。</p>	<p>経済の電子化は、広範な国際課税制度に対する課題をもたらしており、高度に電子化された企業(HDB)に特有の問題ではない。</p>	<p>二重非課税等、経済の電子化による課税上の課題にはBEPSパッケージで概ね対応できており、見直しは時期尚早。</p>
<p>HDBのビジネスモデルに焦点を絞った見直しを追求</p>	<p>HDBに対象を絞らず、国際課税制度全般について見直しが必要</p>	<p>大幅な見直しは現時点で不要</p>

キー・コンセプトに係る国際課税原則の見直し



合意事項

- Nexus及びProfit allocationに係る国際課税原則の見直し：
経済活動と価値創造に利益を一致させるという原則に関し、経済の電子化が与える影響を検討
- 2020年までに長期的解決策の取りまとめに向けて作業を進める
(2019年にアップデートを行う)

暫定的措置①

暫定的措置の必要性、メリットについて関係国の合意はない

暫定的措置に反対の立場 からの懸念

- 投資に対してグロスベースで課税することが、イノベーション及び福祉に対し負の影響を与えることを懸念
- 消費者及びビジネスに対する租税の経済的帰着
- 過重課税(法人税との経済的二重課税)の可能性
- 暫定的な課税措置として実施することの困難性
- 法令遵守及び税務執行コスト

暫定的措置に賛成の立場 からの反論

- 価値が創造された場所できちんと課税されていない
- こうした現状を放置すれば、税制の公正性、持続可能性や信頼を損なうおそれ
- 左記の問題は、不作為がもたらす問題の大きさと比較衡量すべき
- 暫定的措置の設計の仕方によっては、少なくともいくつかの負の影響を軽減可能

暫定的措置②

グローバルな長期的解決策が合意に至るまで、暫定的措置で対応することを志向する国があることを踏まえ、暫定的措置の導入にあたっての「考慮すべき事項」を提示。

「考慮すべき事項」

- ① 国際的義務(租税条約、WTO等)の遵守
- ② 一時的な措置であること
- ③ 対象を限定すること (例えば、インターネット広告及びオンライン仲介サービスに対象を限定)
- ④ 低税率による過重課税の最小化
- ⑤ 起業やビジネスの創造、小規模ビジネスに対する影響の最小化
- ⑥ コスト及び複雑さの最小化

電子経済への課税上の対応に関する欧州委員会(EC)提案の概要〔2018年3月21日〕

(注) 今後欧州議会や欧州理事会において議論中であり、現時点でEUにおける決定事項ではないことに留意。

提案1: 電子経済への課税に関するEU共通の解決策

(1) significant digital presence及びその帰属所得ルールに関するEU指令案

EU法人税ルールの改革案は、EU域内でEU加盟国間の租税条約に優先して適用。
また、EU加盟国と租税条約を締結していない第三国との間でも適用。

【significant digital presence】

ある会社が、以下のいずれか一つの条件に該当する場合、EU加盟国内におけるsignificant digital presenceを認定し、その電子的な活動に対して課税。

- ① EU加盟国内での電子サービスによる年間収入が7百万ユーロ超
- ② 一課税年度におけるEU加盟国内での電子サービスに対するアクセス・ユーザー数が10万人超
- ③ 一課税年度における電子サービスに関する契約締結数が3,000件超

(2) EU加盟国と非加盟国との間の租税条約に上記(1)のEU指令案を反映させることに関するEU加盟国への勧告案

電子経済への課税上の対応に関する欧州委員会(EC)提案の概要 (続き)

提案2: 暫定的措置

- 課税所得とビジネスにおける価値創造の間の乖離が特に大きい電子的活動に限定して、暫定的措置として課税する共通のシステム(デジタル・サービス・タックス:DST)をEU指令案として提示。

【課税対象】

- ・ ユーザーが価値創造に強く関与しているビジネス(①オンライン広告事業、②ユーザー間のモノ・サービスの取引を可能とするデジタル・プラットフォームの提供サービス、③SNS等を介してユーザーから提供された情報から創出されるデータの販売)に対し、(利益ではなく)収入に課税。
- ・ EU加盟国と第三国間又はEU加盟国間の取引で生じた電子サービス収入が対象。

【納税義務者】

- ・ 年間連結グループ総収入750百万ユーロ超の多国籍企業で、かつ、EU域内での電子サービスの提供による年間収入が50百万ユーロ超の企業

【税率】

- ・ 3%(EU域内共通)(これにより、年間50億ユーロの税収を見込む。)